

法律顧問契約書

委嘱者_____（以下「甲」という。）と、弁護士鐘ヶ江啓司（以下「乙」という。）とは、甲と乙間において下記のとおり法律顧問契約を締結した。

第1条 甲は、乙に対し、次の事項を委嘱し、乙はこれを受諾する。

1. 乙は、甲の事業の遂行に関し、今後生起する法律上の問題又は紛争について、常時相談に応じて法的な意見を述べる。
2. 甲が第三者との間に締結する契約等の文書について、その内容及び手続について甲の求めがあれば、乙は法的な観点から意見を述べ、必要な範囲で協力する。
3. 甲の就業規則その他社内規程の整備・見直しにあたり、甲の求めがあれば、乙は法的な観点から意見を述べ、必要な範囲で協力する。
4. 乙は、甲の従業員からの法律相談に、初回無料で対応する（ただし、甲を相手方とする相談、または乙がその内容により業務対応が困難と判断した相談を除く）。
5. 前各項にかかわらず、乙は、法令や弁護士倫理に違反するおそれがあると判断する事項（たとえば甲による不正・不法な要求、事実を偽る行為を前提とした要求等）については、これを拒否し、または協力しないことができるものとする。
6. 乙は、甲からの要請内容が、法令・弁護士会会則・弁護士倫理・社会正義その他公序良俗に反すると判断した場合には、甲の意向に沿って業務を行う義務を負わないものとし、本契約を解除することができる。

第2条

1. 乙は、甲からの相談事項その他甲の業務に関し職務上知り得た一切の情報（以下「守秘情報」という。）について、乙の業務遂行上の必要性に反しない限りで、これを第三者に漏らさないよう秘密を遵守する。
2. 甲から委任を受けた事項については、法令・弁護士会会則・弁護士倫理・社会正義に反しない限度において、甲の利益を最大限に考慮して誠実に処理する。
3. 前各項にかかわらず、甲が本契約又は法令等に違反していると乙が合理的に判断した場合は、乙は守秘義務の範囲内で必要最小限の対応を行う（公的機関からの要請等がある場合には応じざるを得ない場合がある）。

第3条 乙は甲から委任を受けた事項について、甲の承諾を得て、乙以外の弁護士に復代理をさせることができる。

第4条 甲は乙に対して、次のとおり顧問料等を支払うものとする。

1. 甲は乙に対して、顧問料として月額金5万円及び同金額に対する消費税を、毎月月末までに、乙が指定する下記銀行口座に送金して支払うものとする。
福岡銀行赤坂門支店（普通）1966782
口座名義「弁護士 鐘ヶ江啓司」（ベンゴシ カネガエ ケイジ）
2. 将来経済情勢の変化、委嘱事務の増加等により、前項の顧問料額が不相当となった時は、甲・乙協議のうえ、これを増減することができる。
3. 甲は乙に対して、第1条の法律事務を処理するに際して生じた通信費、交通費、資料取寄せ等の実費を負担するものとし、乙からの請求にもとづき、第1項の顧問料に付加して支払うものとする。
4. 乙が、甲または甲の従業員から受けた相談に関して、法的見解書等の作成を特に要する場合や、調査研究に相当の労力を要するときは、別途費用が発生する場合がある。乙はその都度見積書等により甲に提示し、甲が承諾した上で支払いを受ける。

第5条 乙は甲に対し、次の場合を除き、相談料、鑑定料を、原則として請求しないものとする。

1. 乙は甲に対し、次の場合を除き、相談料・鑑定料を原則として請求しないものとする。
 - ① 鑑定のため特別に調査研究を要した場合の実費。
 - ② 乙が、法律事務処理のために、乙の事務所以外の場所に出向いたときの旅費日当。
2. ただし、前項に該当しない場合であっても、甲の特別の依頼や指示により乙が大きな負担を強いられると乙が判断したときは、別途相談料・鑑定料を請求できる。

第6条 乙が第1条の法律事務の範囲を超えて処理する法律実務、もしくは、乙に委任する民事、刑事その他の法律上の争訟について、甲が乙に対して支払うべき手数料、謝金、日当等の金額は、事件の難易、目的物の価額その他の事情に応じ、乙の報酬規定を一応の基準として、各事件毎に甲・乙協議のうえ定めるものとする。

第7条 甲は、甲及び経営者が下記の暴力団等にあたらぬことを表明する。

1. 甲は、甲およびその経営者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくはその関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）に該当しないことを表明する。
2. 乙は、甲およびその経営者が暴力団等であると判明した場合、又は暴力団等を利用していること、顧客としていることが判明した場合には、本契約を解除できる。

3. 乙は、甲およびその経営者が過去に暴力団等であったこと、又は過去に暴力団等であった者を利用していることが判明した場合、及び甲が将来暴力団等になった場合にも、本契約を解除できる。
4. 本条に基づく解除がされた場合、甲は乙に対して顧問料・日当・実費等の名目の如何を問わず、既に支払った金銭等の返還請求や契約解除に伴う損害賠償請求等の一切の請求を行えないものとする。
5. 甲は、前各項に定める「暴力団等」には該当しない旨を誠実に申告するものとし、万一これと相反する事実が判明した場合、あるいは甲が「暴力団等ではない」と不実に申告していたことが判明した場合、乙は甲に対し詐欺罪による刑事告訴を含む一切の法的措置をとることができるものとする。
6. 前項の場合、甲は、乙が告訴・告発等を行うために、甲に関する事実関係や証拠を捜査機関・関係機関に提供することを予め承諾し、これに伴い乙の守秘義務は全面的に解除されることを確認・承諾する。

第8条

1. この契約の有効期限は令和 年 月 日から1年間とし、甲・乙のいずれか一方が上記期間の満了日の1か月前までに解約の申入れをしない限り、同一条件で更新されるものとする。
2. ただし、甲が第1条第2項または第3項に違反する行為（乙に対し不正または違法行為の協力を求める、もしくは虚偽報告を行うなど）を行った場合には、乙は期間途中であっても即時に本契約を解除できる。

第9条

1. この契約は、甲乙の信頼関係を基礎に維持・継続されるものであり、甲または乙において、理由を問わず、いつでも解約することができる。ただし、甲は乙に対し既に支払った顧問料の返還を求めることはできない。
2. 甲が不正または違法行為を乙に強要しようとした場合、乙は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。その場合でも乙は受領済みの顧問料を返還する義務を負わず、また甲に対して別途損害賠償や追加の報酬等を請求することができる。

第10条 この契約又はこの契約に関連して生ずる甲乙間のすべての紛争は、訴訟手続によらず、乙が所属する弁護士会において、同会の紛議調停委員会の仲裁手続によって解決することを、甲と乙とは合意する。

第11条

1. 本契約に関連して乙が行う通知（書類等の送付含む）は、甲が乙にあらかじめ届け出た通知先に行うものとする。
2. 前項の通知等は、前項の甲の通知先（本項ただし書により変更された場

合には、変更後の通知先)を正確なものとみなし、当該通知先に到達した日にこれがされたものとみなす。ただし、甲は、相手方に通知先の変更通知をすることにより通知先を変更することができる。

3. 甲が前項の通知を怠り、又は乙からの通知の受領を拒否したため、乙からされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなす。

第12条 乙は、本委任事務の終了後、速やかに寄託を受けた証拠書類、証拠品の原本を甲に返還するものとし、甲はこれを受領する。甲が受領を拒否した場合（受領を督促する通知に対して合理的期間内に返答がない場合を含む）は、乙は甲が所有権を放棄したのものとして、甲に何ら通知することなく、これを破棄することができる。

第13条 乙は、本委任事務の終了後、少なくとも5年間、本委任事務の記録（紙媒体に限る）をスキャンし、PDFデータに変換した上で保管するものとする。当該期間経過後、乙は、甲に何ら通知することなく、本委任事務の記録を破棄することができる。

以上のとおり合意し、その成立の証として本契約書2通を作成し、署名・捺印のうえ、各自1通宛所持するものとする。

令和___年___月___日

(所在地) 〒 _____

(甲)

※私（甲）は、現在も過去も第7条の「暴力団等」ではないことを誓約します。誓約の証として、右のチェックボックスに印をつけます。⇒

さらに、不実申告が判明した場合、乙による詐欺罪での刑事告訴を含む措置、および守秘義務の全面解除を伴うことを確認・承諾しました。

右のチェックボックスに印をつけます。⇒

(事務所) 〒810-0022

福岡市中央区薬院1丁目5-11

薬院ヒルズビル4階 4-A号

薬院法律事務所

(乙) 弁護士 鐘ヶ江 啓 司

